筑西診療所 居宅介護支援事業所 運営規程

(事業の目的)

第1条 地方独立行政法人 茨城県西部医療機構が開設する 筑西診療所 居宅介護支援事業所 (以下「事業所」という)が行う指定居宅介護支援の事業(以下「事業」という)の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員その他の従業者(以下「介護支援専門員等」という)が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な居宅介護支援を提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 事業所は、利用者が要介護状態となった場合においても、可能な限り居宅においてその有する 能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう配慮して援助に努める。
- 2 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者自らの選択に基づき、適切な保健 医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。
- 3 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供されるサービス等が特定の種類または特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行う。
- 4 事業の運営にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービス並びに居宅サービス事業者・地域包括支援センターとの綿密な連携を図り、総合的なサービス提供に努めるものとする。
- 5 サービスの提供にあたっては、要介護者等の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止に努め、主治の 医師等及び医療サービスとの連携に十分配慮して行う。要介護状態が改善し要介護認定が要支援認定 となった場合、居宅介護支援事業者は地域包括支援センターに必要な情報提供を行うなどの措置を講 ずる。

(事業所の名称及び所在地)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

名 称 : 筑西診療所 居宅介護支援事業所

所在地 : 茨城県筑西市玉戸 1658 番地

(従業者の職種、員数及び職務内容)

- 第4条 事業所に従事する従業者の職種、常勤換算による員数及び職務内容は次のとおりとする。
 - (1) 管理者 1名(主任介護支援専門員 常勤兼務)
 - ア 事業所の介護支援専門員等の管理及び居宅介護支援の利用申し込みに係る調整、業務の実施状況 の把握、その他の管理を一元的に行う。
 - イ 厚労省で定められた人員基準及び運営に関する基準を遵守するために、必要な指揮命令等を実施 する。
 - (2) 介護支援専門員 2名以上(内主任介護支援専門員1名以上 常勤専従1名以上)

要介護状態にある利用者及びその家族の相談に応じ、居宅サービスが適切に利用できるよう、居宅サービス計画を作成すると共に、市町村、居宅サービス事業者、介護保険施設等との連絡調整を行う。

(営業日及び営業時間等)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

営業日 月曜日から金曜日とする。

但し土曜・日曜・祝日、及び年末年始(12月29日から1月3日)を除く

営業時間 8:30 から 17:15 までとする

上記の営業日、営業時間のほか、サービス利用者においては、電話等により常時連絡が可能な体制を整備する。

(通常の事業の実施地域)

第6条 通常の事業の実施地域は、筑西市、桜川市、結城市、下妻市、栃木県真岡市とする。

(居宅介護支援の提供方法及びその内容)

第7条 居宅介護支援サービスの提供方法及び内容は次のとおりとする。

(1) 相談受付

利用者からの居宅サービス計画作成依頼等に対する相談対応は、当事業所内相談室において行う。

(2) 課題分析の実施

課題分析の実施にあたっては、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して行うものとする。その際に使用する課題分析票の種類は全社協型とする。

(3) 居宅サービス計画原案の作成

利用者及びその家族に対し、居宅サービス事業者に関する情報を提供する。

その際、以下を説明した上で居宅サービス計画原案を作成する。

ア 複数の居宅サービス事業所の紹介を求めることが可能であること

- イ 前6か月に作成された計画の総数のうち、訪問介護、通所介護(地域密着型通所介護含む)、福祉 用具貸与が位置付けられた割合、及び同一事業所によって提供されたものが占める割合(希望に 応じて説明)
- ウ 選択制の対象福祉用具の提供について、貸与又は販売のいずれかを選択できること、選択に当たっての情報提供、医師や専門職の意見、身体状況を踏まえた提案
- (4) サービス担当者会議等の実施

居宅サービス計画原案に位置づけた指定居宅サービス等の担当者を招集したサービス担当者会議の 開催、担当者に対する照会等により、居宅サービス計画原案の内容について、担当者より専門的見 地からの意見を求める。

(5) 居宅サービス計画の確定

介護支援専門員は、作成した居宅サービス計画について、計画の内容が利用者及びその家族の希望 に沿っているか確認し、文書により同意を得る。

(6) モニタリング

毎月1回以上自宅を訪問し、利用者の心身の状況の観察・把握、介護サービスの実施状況を把握し、その内容を記録・保管する。

(7) 再計画の作成

モニタリングにより身体の状態変化、又は、前回の計画期限が終了する場合の再計画を作成する。

(8) 給付管理

毎月月末に利用した援助内容に対し、適正な単位数を確認し、翌月10日までに国民健康保険団体

連合会に提出する。

(利用料、その他の費用の額)

- 第8条 居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は厚生労働大臣の定める基準によるものとし、当該 居宅介護支援が法定代理受領サービスであるときは、利用料を徴収しない。
- 2 通常の事業の実施地域を越えて行う居宅介護支援に要した交通費は、その実費を徴収する。

(事故発生時の対応)

第9条 介護支援専門員等は、利用者に対する居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には速や かに市町村、利用者の家族等に連絡を行うともに、必要な措置を講じる。

(相談・苦情等への対応)

第10条 事業所は、利用者からの相談、苦情等に対応する窓口を設置し、自ら提供した居宅介護支援又は居宅サービス計画に位置づけた指定居宅サービス等に関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応するものとする。

(個人情報の保護及び秘密の保持)

- 第11条 事業所は、利用者及び家族の個人情報を適切に取り扱うことは、居宅介護支援サービスに携わるものの重大な責務と考え、事業所が保有する個人情報に関して適正かつ適切な取り扱いに努め、個人情報に関連する法令その他関係法令、厚生労働省のガイドラインを遵守するものとする。
 - (1) 事業所の従業員は、正当な理由なくその業務上知り得た利用者及び家族の秘密を漏らさない。
 - (2) 事業所の職員であったものは、退職後も正当な理由なくその業務上知り得た利用者及び家族の秘密を漏らさない。
 - (3) 事業所では利用者の医療上緊急の必要がある場合又は、サービス担当者会議等で必要がある場合、必要な範囲内で利用者又は家族の個人情報を利用する。

(記録の整備)

第12条 事業所は、従業者、設備、備品、会計及び居宅介護支援の提供に関する諸記録を整備し、その 完結の日から5年間保存するものとする。

(従業者の研修等)

- 第13条 事業所は、介護支援専門員等に対し、常に必要な知識の習得及び能力の向上を図るための研修 (外部における研修受講を含む)を実施する。なお、研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、 業務体制を整備する。
 - (1) 採用時研修 採用後1か月以内
 - (2) 継続研修 年1回以上

(感染症の予防及びまん延防止のための措置)

- 第14条 事業所は、感染が発生し、またはまん延しないように、次の措置を講じる。
 - (1) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会をおおむね6ヵ月に1回以上開催するとともに、その結果を介護支援専門員等に周知徹底する。

- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- (3) 介護支援専門員等に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

(業務継続計画の策定)

第15条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援事業所の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制での早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じる。

また、介護支援専門員等に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。

定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて変更を行う。

(ハラスメント対策の強化)

第16条 事業所は、適切な指定居宅介護支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な 言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従 業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じる。

(虐待の防止)

- 第17条 事業所は虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じる。
 - (1) 事業所における虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について介護支援専門員等に周知徹底を図る。
 - (2) 事業所における虐待防止のための指針を整備する。
 - (3) 介護支援専門員等に対し、虐待防止のための研修を定期的に実施する。
 - (4) 虐待防止の措置を適切に実施するための担当者を設置する。

(身体拘束等の適正化)

第18条 事業所は利用者又は他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等を行わない。身体拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。

(その他)

第19条 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要な事項は、地方独立行政法人 茨城県西部医療機構と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

- この規定は、 平成30年11月1日 から施行する。
- この規定は、 令和4年6月1日 から施行する。
- この規定は、 令和6年4月1日 から施行する。